

16

遞信省官制中改正ノ件外六件審査委員會

昭和十六年十二月十五日(月曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

原 議長

鈴木 副議長

審査委員長

有馬 顧問官

審査委員

監
審
院

清水顧問官

南 顧問官

菅原顧問官

松浦顧問官

深井顧問官

二上顧問官

大島顧問官

伊澤顧問官

國務大臣

橋田文部大臣

説明員

嶋田海軍大臣

寺島遞信大臣

森山法制局長官

佐藤法制局參事官

山崎法制局參事官

松隈大藏省主税局長

秋本大藏書記官

澤本海軍次官

保科海軍省兵備局長

關口文部省實業學務局長

西崎文部書記官

安田遞信省管船局長

壺井遞信書記官

渡邊遞信書記官

荒木遞信書記官

米田遞信省海運管理官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午前十時十分開會)

有馬委員長開會ヲ宣ス

橋田文部大臣及寺島遞信大臣ヨリ本案各件ニ

付大綱的説明アリ次デ澤本海軍次官ヨリ軍事

上ノ見地ヨリ本案ノ必要ナル所以ニ付説明アリ

清水委員ヨリ種々質問アリ即チ

(一)長官ノ他ニ次長ヲ置クガ如キ規模大ナル部局

ヲ省ノ外局トシタル先例如何及之ヲ内閣又ハ海

軍省ノ所管トセザル理由如何トノ質問ニ對シテハ
森山法制局長官ヨリ類似ノ先例トシテ馬政局
ヲ存スル旨而シテ之ガ機構ハ沿革ニ徴シ及他廳
トノ相互關聯性ニ鑑ミ遞信省ノ外局ト爲スヲ適
當ト思料シタル旨

(二) 外局ニ對シ各省官制通則適用ノ有無ヲ問ヒ
外局ノ所管事務ニ對スル次官ノ權限ヲ訊シ
タルニ對シ森山法制局長官ヨリ外局ニ對シテハ
各省官制通則ノ適用ナキ旨而シテ政務次官
ハ大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ然モ各省大臣ハ主任

ノ事務ニ付其ノ責ニ任ズルモノナルガ故ニ外局ノ所
管事務ニ關與スルモ事務次官ハ大臣ヲ佐ケ
省務ヲ整理スルモノナルガ故ニ事實上ハ別ト
シ法規ノ解釋トシテハ直接外局ノ所管事務
ニ關與スルモノニ非ズ外局ニ於テ主務大臣ノ下次
官ニ相當スルモノハ即チ外局長官ナル旨
(三) 官吏ノ恩給廢止論ニ付當局ノ所見ヲ求メタ
ルニ對シ森山法制局長官ヨリ年金恩給ヲ凡テ
一時恩給トスルコトニ付考慮シタルコトアルモ適當
ナル結論ヲ得ズ將來ニ於テモ恩給制度ノ存在

ヲ前提トシ時ノ宜キニ從ヒ之ニ改正ヲ加フベキト旨
四) 教育行政統一ノ見地ヲ離レ商船學校ヲ文部
省ヨリ遞信省ニ移管スルハ農、工、商等ノ各種
實業學校ノ所管ヲ他省ニ移ス端緒トナラザ
ルカトノ質問ニ對シ橋田文部大臣ヨリ本案ノ
措置ハ緊迫セル戰時狀態ニ即應セシメンガ爲
ニシテ教育行政ノ方針ニ何等關係セズ閣議ニ
於テモ之ヲ先例トセザルコトニ決定シタル旨
五) 我が國ノ造船能力如何トノ質問ニ對シテハ寺
島遞信大臣及嶋田海軍大臣ヨリ從來ハ資材

ト勞力ニ圓滑ヲ缺キ造船計畫ノ遲延ヲ免レ
ザリシモ今次戰爭ニ於ケル物資ノ問題ハ畢
竟輸送力ノ問題ニ歸著スルガ故ニ本案ノ機
構ヲ整備スルト共ニ海軍艦船本部内ニ造船
ニ關スル部局ヲ特設シ兩者連繫ノ下ニ努メテ
造船能力ノ向上ヲ圖ルベキト旨夫々答辯アリ
南委員ヨリ商船學校ヲ遞信省ニ移管スル理由ヲ
訊シタルニ對シ寺島遞信大臣ヨリ作戰ニ即應セ
シメンガ爲海事行政ヲ一元化スルノ必要アル現下
ノ事態ニ於テハ一般船員ノ育成訓練ニモ特別ノ

考慮ヲ拂フヲ要スベク之ガ爲ニ其ノ所管ヲ
文部省ヨリ遞信省ニ移スヲ適當ナリト思料シ
タルニ由ル旨ノ答辯アリ
松浦委員ヨリ商船學校ノ所管ニ付遞信省ト
密接ニ連繫スレバ敢テ之ヲ文部省ヨリ移管ス
ルノ要ナルベシトシ當局ノ所見ヲホメタルニ對
シ橋田文部大臣ヨリ戰時下ニ於テハ船員ノ養成ニ
特段ノ考慮ヲ拂フヲ要シ之ヲ主眼トシテ考察
スレバ關係省ノ協議ニ俟タンヨリ主務省ノ所管ト
スルヲ上策トシ從テ戰時中之ヲ遞信省ニ移管

セントスル旨ノ答辯アリ

ニ上委員ヨリ商船學校ノ遞信省移管ハ戰時
中トセラルルニ商船學校官制ノ建前ハ遞信大
臣ノ所管トセラレ何等制限ナキ所以ヲ訊シタル
ニ對シ木村山法制局長官ヨリ官制上ハ永久規定ナ
ルガ別案ノ實業學校令等ノ特則ニ關スル件勅
令ガ當分ノ内ト定ムル以上之ヲ受ケタル官制ハ當
然臨時ナリト解セラルベキ旨ノ答辯アリ
大島委員ヨリ商船學校ノ移管ヲ戰時中當分ト
スル理由ヲ訊シ橋田文部大臣ヨリ教育一元化ノ從

來ノ建前ヲ破壊スルコトナク應急的措置ヲ執
ラントスルニ由ルヒ日ノ答辯アリ

伊澤委員ヨリ或種ノ教育ハ文部省ヨリ他省ニ移
管スルヲ相當トスル旨所見ノ開陳アリ

(休憩午後零時十五分乃至同一時十五分)

南委員ヨリ種々質問アリ即チ

(一) 本案ノ必要經費ヲ豫算外支出トシテ第二豫
備金ニ仰ガントスル理由ヲ訊シタルニ對シ森山法
制局長官及安田遞信省管船局長ヨリ海務
院ヲ單ニ管船局ノ擴張ト思考セズ緊迫セル

事態ニ即應セシメンガ爲年度當初ニ豫想セ
ザリシ機構ヲ新設スル觀點ニ於テ豫算ヲ考
慮シ之ガ當面ノ經費(昭和十七年二月ニ至ル迄)
ヲ第二豫備金ニ仰ケコトトシ他方本案ニ伴ヒ
廢止セラルベキ管船局等ノ經費ハ之ヲ不要
額トシタル旨而シテ斯ル例トシテハ内閣調査局
ヲ廢シ企畫廳ヲ新設シタルトキト同様ナル旨
(二) 各省官制通則ハ本省以外ニ有務アル場合ヲ
考慮ヤズ即チ外局ノ存在ヲ豫測ヤザルモノニ
シテ恰モ一省ニ相當スベキ外局ヲ設ケ次官ガ之

ニ關與スルコトナシトスルガ如キハ行政ノ統一ヲ紛
淆ヤシムルモノニ外ナラズトシ政府ノ所見ヲ訊シ
タルニ對シ森林山法制局長官ヨリ各省官制通則
中ニ省務トアルハ各省官制自體ノ所管事務
ヲ意味シ外局ノ所管事務ハ之ヲ含ムモノニ
非ズ從テ次官ハ官房事務等ノ關係ニ於テ
事實上外局ノ事務ニ關係スルモ法制上ハ之
ニ關與セザルモノト解スルノ外ナキ旨尚次官ト
外局トノ關係ニ付テハ將來法制上ニ檢討ヲ加フ
ベキ旨

(三)海運界ノ現狀如何トノ質問ニ對シテハ寺島遞
臣大臣ヨリ我が海運界ハ千噸以上ノ船舶ニ於テ
約六百萬噸ノ船腹ヲ有スルモ現ニ其ノ大部
分ガ軍用ニ供セラレツツアルヲ以テ必要物資
ノ輸送ニハ遞信省仲介ノ下ニ重點主義ニ依
ル割當ヲ行ヒ急需ニ應ヤシメツツアル旨造船
ハ造船資材及造船所ノ關係上相當困難ナル
モ海軍ト密接ニ連絡シ造船ノ促進化ヲ圖リ
其ノ他拿捕船舶ノ利用機帆船ノ改装ニ依リ
海上輸送ノ確保ニ努メントスル旨而シテ我が造

船能力ハ現在ノ設備ニ於テ平均六十萬噸ナル
天名古屋、富山ニ造船所ヲ新設シ船舶機械
ヲ規格シ其ノ資材ノ優先配給ヲ受ケ勞働
力ヲ徵用シ勞働時間ヲ延長スル等生産部面
ヲ擴張合理化シ船腹ノ増加ニ努メ近キ將來
ニ於テ一千萬噸ノ確保ヲ目途トシ戰後世界海
運ガ船腹不足ニ惱ムベキニ際シ大ニ雄飛セシ
ト企圖シツツアル旨

(四) 次長ヲ置ク理由如何トノ質問ニ對シテ、寺
島、遞信大臣及木村山法制局長官ヨリ戰時

行政機構トシテノ運用ヲ全カラシムル爲長官ノ
外ニ次長ヲ置キ武官及文官ヲ以テ之ニ充テ
ントスルニ由ル旨

(五) 外地海事行政ノ統制方法如何トノ質問ニ
對シテハ寺島、遞信大臣及木村山法制局長官
ヨリ現制ノ建前ハ外地ハ外地トシテ綜合行
政ヲ行フモノトスル關係上海事行政ニ於テモ内
外地ヲ一元化スルハ困難ナルニ由リ差當リ外地
長官ガ海事ニ關シ重要ナル命令ヲ發スルト
キハ遞信大臣ニ協議スベキコトトシ、實質所員上

ノ一元化ヲ圖ラントスル旨

(六) 港灣ハ船舶ト密接不離ニシテ之ガ行政ヲ内務省ニ残留セシムルハ當ラズトシ當局ノ所見ヲボメタルニ對シ安田管船局長ヨリ港灣修築ハ土木行政トシテ内務省所管ニ留メタル旨夫々答辯アリ

菅原委員ヨリ別件ノ海務官制ニ付御諮詢奏請ナキ理由ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ樞密院諮詢事項ノ勅定範圍ニ所謂各省部内ノ部官ナルヲ失ハザルモ地方部官ニシテ然モ普通地方行政官廳ニ

非ザルニ由ル旨ノ答辯アリ

二上委員ヨリ種々質問アリ即チ

一) 海軍行政ニ關シ遞信大臣及海軍大臣ノ間ニ見解ヲ異ニスルトキ海務院職員ニシテ海軍

現役軍人タル身位ヲ有スルモノノ服従關係如何

トノ質問ニ對シテハ海務院官制第六條ノ場合

ヲ除キ遞信大臣ノ指揮ヲ受クベク只造船事

務ニ付テハ目下戰時中海軍大臣ガ海務院長官

ヲ指揮監督シ得ルモノトスル勅令制定方ヲ考

究中ナル旨

(二)明治四十年勅令第二百五十二號中學習院
高等官ノ官名ハ同四十一年勅令第百八十二號ノ
一般規程ニ由リ不要ト爲リタルニ非ザルカトノ問ニ
對シテハ充分研究スベキ旨
三)次官ハ省務即チ大臣ノ權限事項ニ付之ヲ
佐クルモノニシテ勅令上次官ガ外尙ニ對シテ何
等ノ權限ナシト解スルハ當ラズトシ政府ノ説明
ヲ求メタルニ對シ現行規定ニ於テハ前陳ノ如ク
解スルノ外ナキモ尚將來ノ研究問題トスベキ旨
夫々森山法制局長官ヨリ答辯アリ

大島委員ヨリ水夫ノ教育ニ付訊ス所アリ安田管
船局長ヨリ概要ノ説明アリ
伊澤委員ヨリ臺灣ニ於テハ既ニ二十年前港灣
行政ヲ擧ゲテ交通局ノ所掌トシタル旨ヲ述ベ
之ガ成績ヲ参考トシテ港灣行政ヲ總テ海務院ニ
統合歸一セシムルヲ可トスル旨所見ノ開陳アリ
右終テ有馬委員長ハ質問終了ト認メ大臣及說
明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

夫ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘之

ヲ可決スルコトニ決シ審査報告ハ之ヲ委員長ニ一任ス
仍テ有馬委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

日本國軍隊ノタイ國領域通過ニ關スル日本國
タイ國間協定承認ノ件外一件審査委員會
昭和十六年十二月二十日(土曜日)宮中東三
間控室ニ於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

117